

第3章：モデル授業案11 約束しなくて大丈夫？

ねらい

労働法は何のためにあるのかを理解し、「労働条件通知書」の意味と、定めるべき項目について理解させる

授業の展開

※時間はあくまで目安です

時間(所要)	内容	留意点・備考
0:00 (5分) 導入	<ul style="list-style-type: none"> ○授業者「働く上でいろいろトラブルがあるんだ。例えばワークシートの【1.】の例を見てみよう」 →ワークシートの【1.】について生徒に考えさせる ※新聞記事を用意した場合は、それを生徒に読ませてから、授業者が「これは・・・・という事例だね」とまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートを配布 ・授業者が自分で一つか二つ新聞記事を探し用いる(必須ではない)
0:05 (5分) 説明	<ul style="list-style-type: none"> ○労働法は何のためにあるのか、基本的な点について、別添の「労働法説明資料A」(本章資料P136参照)等を用い簡潔に説明する 	説明資料を用意してておく
0:10 (30分) ワーク(活用) 「労働条件通知書」づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ワーク <ul style="list-style-type: none"> ①ペア又はグループで労働条件通知書を作ってみる <ul style="list-style-type: none"> ・自分がアルバイト(就職)するとしたら、自分が人を雇うとしたら、前もって何を決めておかないと後で困りそうか、という観点で、模擬「労働条件通知書」を用い考える ②各ペア(グループ)で労働基準法が求めている「必ず労働条件通知書に記載すべき事項」を確認し、各ペア(グループ)で記入した労働条件通知書の内容が、法令が求めるものになっているかどうかを確認する <ul style="list-style-type: none"> ※「知って役立つ労働法」などを参照する ③時間の範囲内で、いくつかのペア(グループ)からクラスに向けて発表してもらう <ul style="list-style-type: none"> ※その際、使用者側の生徒と雇用される(労働者側の)生徒役を決めさせ、「私〇〇は、××さんを、・・・・の条件で雇います」などと、現実にあるように説明させると臨場感が出てよい ※授業者から、労働基準法が明示を求めている労働条件は、それが必要不可欠な大事な事項(最低基準等)であることを簡単に説明する 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒をペア又はグループに分ける ・模擬「労働条件通知書」を配布
0:40 (10分) 共有と振り返り	<ul style="list-style-type: none"> ○グループで話し合い、クラス全体で共有 ○生徒に授業で学んだことの整理と感想をまとめさせる 	各自記述して提出

ワークシート

年　月　日　年　組　名前：

1. 働く上でのトラブルって？

- 毎日長時間労働で休憩や休日もなく働かされる
- 「時間内に仕事が終わらないのは能力不足」と言われて、残業しても残業代が一切支払われない
- 仕事が忙しくて有給休暇を取得させてもらえない
- 仕事中にケガをしたのに、会社はなにも対応してくれない
- セクハラやパワハラを受ける
- 合理的な理由もなく、些細な理由でクビになる

«こんな職場は嫌だ！ or アルバイトで違和感は？？»

2. ワーク 労働法違反にならない「労働条件通知書」をつくろう

«労働基準法第15条»

- ①使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して【①】、【②】
他の労働
条件を明示しなければならない。
- ②前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契
約を解除することができる。

ワークシートの解答例

年 月 日 年 組 名前：

1. 働く上でのトラブルって？

- 毎日長時間労働で休憩や休日もなく働かされる
- 「時間内に仕事が終わらないのは能力不足」と言わされて、残業しても残業代が一切支払われない
- 仕事が忙しくて有給休暇を取得させてもらえない
- 仕事中にケガをしたのに、会社はなにも対応してくれない
- セクハラやパワハラを受ける
- 合理的な理由もなく、些細な理由でクビになる

«こんな職場は嫌だ！ or アルバイトで違和感は？？»

- ・毎日夜遅くまで働かせられる
- ・休日に出勤しても、給与が出ない
- ・いつも上司が怒鳴っている
- ・シフト前後の準備や片付けに時間がかかるのに、バイト代が出ない
- ・バイト直前になって、頻繁にシフトが変更される

2. ワーク 労働法違反にならない「労働条件通知書」をつくろう

«労働基準法第15条»

- ①使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して【① 賃金】、【② 労働時間】その他の労働条件を明示しなければならない。
- ②前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

模擬「労働条件通知書」

(【 】を埋めてみよう)

【 】 殿	【 】年【 】月【 】日
事 業 場 名 称 【 】 使 用 者 職 氏 名 【 】	
契約期間	期間の定めなし
就業の【 】	【 】
従事すべき【 】の内容	【 】
①【 】	1 始業・終業の時刻等 始業【 】時【 】分 終業【 】時【 】分 2 休憩時間【 】分 (※ 1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。)
勤務日及び休日	1 勤務日：毎週【 】曜日 (週毎に勤務日が定められていない場合は) 週当たり【 】日 2 休日：毎週【 】曜日 (週毎に休日が定められていない場合は) 週当たり【 】日
休 暇	年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 10日(例)
②【 】	1 基本賃金 時間給【 】円 2 時間外労働・深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 時間外【 】%、ロ 深夜【 】% 3 昇給(【 有 】・【 無 】)
退職に関する事項	自己都合退職の手続(退職する【 】以上前に届け出ること)

模擬「労働条件通知書」記入例

(【 】を埋めてみよう)

【 畠山 花子 】 殿	[2022]年[8]月[1]日
事 業 場 名 称 【 洋食レストラン 海子 】 使 用 者 職 氏 名 【 山川 一郎 】	
契約期間	期間の定めなし
就業の【 場所 】	【 東京都港区芝○丁目○一〇 】
従事すべき【 業務 】の内容	【 接客・調理・店舗内外の清掃等、店舗運営に関連する全ての業務 】
①【始業、終業の時刻】	<p>1 始業・終業の時刻等 始業【 14 】時【 00 】分 終業【 22 】時【 00 】分</p> <p>2 休憩時間【 60 】分 (※ 1 勤務シフトによる場合は、上記1を基本としつつ、勤務シフト表により定められた始業・終業時刻による。)</p>
勤務日及び休日	<p>1 勤務日：毎週【 月/火/木/金 】曜日 (週毎に勤務日が定められていない場合は)週当たり【 4 】日</p> <p>2 休日：毎週【 水/土/日 】曜日 (週毎に休日が定められていない場合は) 週当たり【 3 】日</p>
休 暇	<p>年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 10日(例) *パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者の年次有給休暇の日数は、所定労働日数に応じて比例付与</p>
②【 賃金 】	<p>1 基本賃金 時間給【 1,200 】円</p> <p>2 時間外労働・深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 時間外【 25 】%、ロ 深夜【 25 】%</p> <p>3 昇給(【 有 】・【 無 】)</p>
退職に関する事項	自己都合退職の手続(退職する【 14日 】以上前に届け出ること)

確かめよう!
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」
キャラクター「たしかめたん」